



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題（要請・決議）（安井、上原両議員（通貨切替他） 外務省外交史料館レファレンス番号：H221549）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.2 公開日：平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(140) CD・DVD番号：H22-010
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43687
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

安井、上原、丙議員（通化員切替他）

大臣 新谷 恒夫
軍務次官

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

官房長

安全保障課長

官房書記官 社会党 安井 上原 両議員 林 大臣宛の要請書

国会班

47.3.4 (米北)

3月2日、予算委員会終了後、社会党 安井 吉典
上原 康助 両議員より 林 大臣宛に 沖縄の通関と
福田 外務大臣宛に 1-271

軍雇用員問題に関する要請書(別添参照)が手
交されたこと、各号迄に回覧する。
右号録 (別添)

尚上述の要請書は 本大臣の他に 大蔵 防衛 総務
大臣の三大臣にも手交された。
(大臣) (府長官)

沖縄の通貨と軍雇用員の問題に関する要請

日本社会党沖縄対策特別委員会

委員長 安井吉典

事務局長 上原康助

沖縄の近況は、五月十五日に予定されている施政権返還の期日が近づくにつれ、県民の不安と不満が一段とたかまり、社会的な混乱を深めています。

わが党は、沖縄の本土復帰にあつては、県民の生活不安をなくし、真に平和で豊かな沖縄づくりを目標に、県民意志に基づく復帰施策を講ずるよう終始強く要求してまいりました。

しかしながら、さわめて遺憾なことには、日本政府のとつてきた諸施策は、軍用地の継続使用、自衛隊の沖縄配備等々軍事面だけを先行させ、県民生活に直接かかわりあいのある重要諸問題は、ほとんど解決をみないまま日時を賣している現状であります。

その最たる例が、昨年八月以来、県民の日常生活と沖縄経済に深刻な打撃と損失をあたえながら、いまだに解決策の明らかになされていない通貨問題だといえましよう。

また、軍関係労働者は、一九六九年十二月以降、米側の相つづく一方的な大量解雇によつて、失業と生活破壊にさらされています。

とくに、去る二月十八日に発表された軍雇用員二六〇〇名にのぼる大量解雇は、その数の多さにおいてだけなく、復帰を目前にした時期に行れた点においても、県民に大きな打撃を与えており、まさに労働者・県民の犠牲の上に、復帰後の基地の安否維持を意図するものとして、許すべからざるものであります。

こうした状況の中で、沖縄県労協は、三月七日から、通貨問題を中心に生活と権利の擁護を要求して、ストライキを構えています。とりわけ全軍労は、大量解雇と間接雇用移行にあつての諸要求をだき合せ、これまでになく大規模なストライキを決定することを明らかにしています。

わが党は、沖縄現地のこのような動きを重視し、県民の要求に応え、政府の責任においてすみやかに事態の解決にあたるよう、次の事項を強く要求するものであります。

一、通貨問題について

1. 通貨を速かに円通貨に切替え、一ドル対三百六十円交換を保障すること。
2. 労働者の賃金の一ドル対三百六十円読み替えを完全に保証すること。
3. 中小零細企業の労働者の賃金についても三百六十円読み替えを保証し、業者に対しては長期低利の融資を行うこと。
4. 円切り上げによつて生じた沖縄県民の経済的損失を具体的に保障する意味から、国の財政支出による景気浮揚策を積極的に講ずること。
5. 円の切り上げによつて生じた物価の値上がりについても、政府として積極的な対策を講ずること。

二、軍雇用員の間接雇用移行に伴う措置について

(一) 基本給について

1. 賃金の三百六十円読み替えを完全に保障すること。
2. 雇用員の勤続年数を加味して基本給の調整を行うこと(号俸の調整)。
3. 一律手当(フラット・ペイメント)現基本時給の約一〇%支給)については、基到賃金に組み入れて、賃金表の調整を行うこと。

本

□ 手当について

1. 英語手当については、現行制度を存続させ、該当雇用員が現に受給している額を既得権として認めること。

2. 夜勤手当についても、現行の支給率を保証すること。

□ 退職手当について

1. 復帰前の退職手当の計算については、間接雇用切替え時点までの週の労働時間が、四八時間であった雇用員に対しては、退職手当の算定基礎となる労働時間を四八時間とすること。

2. 米側の都合や責任によつてなされた人事措置で、雇用関係に一時的に中断があつた後再雇用された者については、継続雇用と見做して退職手当を支給すること。

3. 講和発効前の退職手当については、日本政府の責任において支給すること。

□ 第四種雇用員の間接雇用切替えについて

1. 雇用の実態を調査の上、できるだけ間接雇用に切替えること。

2. 間接雇用への切替えが出来ない第四種の雇用員については、離職者臨時措置法が適用できる。なんらかの特別措置を講ずること。

3. 第四種雇用員の雇用・労働条件の抜本的改善策について、在沖米軍に強く申し入れること。

□ 解雇の撤回並びに離職者対策について

1. 在沖米軍が去る二月二十八日に発表した一六〇〇名にのぼる大規模解雇は、基地の返還・縮小とは関係なく、施政権の返還に便乗した基地の安上がり維持をたくらむ合理化ではないので、解雇の全面撤回を米側に申し入れること。

2. 施政権の返還、あるいは間接雇用移行に便乗した一切の人員削減計画を中止するよう、米側に強く申し入れること。

3. 解雇の予告期間を三カ月以上とすること。(現在、第一種六十日、第二種四十五日)。

4. 在沖米軍の今後の人員削減計画を事前に明らかにさせ、軍関係労働者の雇用転換対策を積極的に講ずること。

5. 退職手当、並びに特別給付金の増額について、早急に検討を加えること。

6. 沖縄経済の開発、離職者の集団就職をはかるため、基地を開放し、県民を主体にした産業開発を積極的に推進すること。

一九七二年三月 日

外務大臣
福田 赳夫
殿